

事前評価調書

I 事業概要																													
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）																												
地区名	主要地方道 名古屋蟹江弥富線																												
事業箇所	海部郡蟹江町須成西 10 丁目																												
事業のあらまし	<p>本路線は、名古屋市と弥富市を結ぶ東西交通の広域幹線道路であり、当該交差点は蟹江町内を南北に走る広域幹線道路主要地方道一宮蟹江線との交差点となることから、常に交通量が多く、右折車両も多い。</p> <p>しかしながら、当該交差点には右折車線がないため、右折時の事故が多く発生しており、危険な状況にあることから、交差点改良（右折車線設置）を行い、交差点の事故防止と円滑化を図るものである。</p>																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>○交通死傷事故の削減</p> <p>○交通円滑化・渋滞軽減</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																												
事業費	事業費		内訳																										
	0.77 億円		■工事費 0.70 億円、□用補費 0.00 億円、■その他 0.07 億円																										
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 29 年度																							
事業内容	<p>交差点改良工事（右折帯設置） L = 290m</p> <p>排水構造物工、防護柵工、舗装工</p>																												
II 評価																													
① 事業の必要性	1) 必要性	<p>・右折帯が設置されていないため、右折時の事故が多く発生しており、危険な状況にある。</p> <p>・交通量が多く、右折需要があるにもかかわらず、右折帯が設置されていないため、日常的に渋滞が発生している。</p>																											
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>前述の通り、現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。</p>																										
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・交差点改良</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">0.77億円</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	工種区分	調査・設計	←→			工事		←→	←→	・交差点改良		←→	←→	事業費（億円）		0.77億円		
			H27	H28	H29																								
工種区分	調査・設計	←→																											
	工事		←→	←→																									
	・交差点改良		←→	←→																									
事業費（億円）		0.77億円																											
2) 地元の合意形成	<p>地元からの渋滞緩和や安全対策などの要望の声が強く、地元自治体及び関係者の後押しもあるため地元合意形成が図られる環境にある。</p>																												
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>十分な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。</p>																											
III 対応方針																													

事業実施	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 ○事業実施前後の事故件数、死傷事故率の変化。渋滞の発生状況の変化。	

